共同研究契約書（案）

　国立大学法人熊本大学（以下「甲」という。）及び●●●・・・（以下「乙」という。）は、以下に定める共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施することに同意し、次の各条のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

契約概要

|  |  |
| --- | --- |
| 1.研究題目 |  |
| 2.研究目的及び内容 |  |
| 3.研究期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 4.研究担当者●：研究代表者◎：民間等共同研究員(期間)◇：研究ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ担当者 | 区分 | 氏名 | 所属部署・職名 | 役割分担 |
| 甲 | ●ああ　ああ | 大学院先端科学研究部(工)・准教授 | ああああああああああああああ |
| ああ　ああ | 大学院先端科学研究部(工)・准教授 | ああああああああああああああ |
| ◇ああ　ああ | 熊本創生推進機構・URA | ああああああああああああああ |
| 乙 | ああ　ああ | ○○部○○課・部長 | ああああああああああああああ |
| ああ　ああ | ○○部○○課・課長 | ああああああああああああああ |
| ◎ああ　ああ（R7.4.1-R7.9.30） | ○○部○○課・係長 | ああああああああああああああ |
| 5.研究経費 | 直接経費（円） | 間接経費（円）（直接経費の30%） | 合計（円） |
|  |  |  |
| 6.研究経費の納入期限 | 一括納付の場合 | 共同研究契約締結日の翌月末日 |
| 分割納付の場合 |
| 回数 | 請求書発行日 | 納入期限 | 納入金額（円） |
| 1回目 | 共同研究契約締結日 | 令和　年　月　日 |  |
| 2回目 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 |  |
| 3回目 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 7.研究施設 | 区分 | 建物名 |
| 甲 |  |
|  |
| 乙 |  |
|  |
| 8.研究設備（機器） | 区分 | 名称・規格 | 数量 |
| 甲 |  |  |
|  |  |
| 乙提供 |  |
| 乙 |  |  |
|  |  |
| 9.秘密保持　義務期間 | 本契約期間中及び本契約終了日の翌日から起算して3年間 |
| 10.研究成果 公表の 通知期間 | 本契約期間中及び本契約終了日の翌日から起算して1年間 |
| 11.情報公開 | 乙において情報の非公開を希望する項目[ ] 　民間機関等名　　[ ] 　研究題目　　[ ] 　大学研究者名[ ] 　研究経費額当該項目については、甲による自主的な公開対象とならないが、第三者からの情報開示請求により、関係法令に基づき開示しなければならない場合があることを、乙は了解するものとする。 |

※研究経費の金額は、消費税額及び地方消費税額を含む。

本契約の締結を証するため、この契約書の正本2通を作成し、記名押印の上、甲・乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （甲） | 熊本県熊本市中央区黒髪二丁目３９番１号 |
| 国立大学法人熊本大学 |
| 契約責任者　研究・社会連携部長　　吉田　雄介 |
|  |
|  |
| （乙） |  |
|  |
|  |
|  |

　契約条項

（定義）

第1条　本契約において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1)　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第5条に規定する実績報告書中で成果として確定された共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2)　「知的財産権」とは、次に掲げるものを総称していう。

イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2　「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては採択、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3　「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

4　知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

5　「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

(2)　半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

(3)　種苗法に規定する専用利用権

(4)　第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

(5)　プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

(6)　第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

(7)　本項第1号から第3号に定める各権利の仮専用実施権

6　「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の契約概要第4項に掲げる者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の契約概要第4項以外の者であって、第25条に従って本共同研究に協力する者をいう。

7　「乙の指定する者」とは、乙の子会社又は乙が生産若しくは製造を委託する者等を指し、甲乙協議の上、共同出願契約又は実施契約等において定める者をいう。

8　「研究経費」とは、契約概要第5項に掲げる経費（内訳として、「直接経費」、「間接経費」という。）であり、直接経費は、別紙「研究経費の内訳」に定めるとおり、研究担当教員充当経費、研究マネジメント経費、人件費、旅費、備品費、消耗品費、役務費、その他及び研究料の経費を合計した額である。

（共同研究）

第2条　甲及び乙は、本契約の定めに従い、相互協力して本共同研究を実施するものとする。なお、研究題目、研究目的及び内容、役割分担、研究実施場所等はそれぞれ、契約概要に定めるとおりとする。

（研究期間）

第3条　本共同研究の研究期間は、契約概要第3項に定めるとおりとする。

2　甲又は乙は、前項に定める期間の延長又は短縮を希望するときは、研究終了日までに通知し、書面による同意の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（共同研究に従事する者）

第4条　甲及び乙は、契約概要第4項に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、研究担当者の変更又は追加を行うことができる。

2　乙は、自己の研究担当者を、甲の研究実施場所において本共同研究に従事させるため、民間等共同研究員として受け入れるよう、甲に申し出ることができる。乙は、甲が民間等共同研究員を受け入れたときは、1か月あたり1人30,000円を研究料として支払うものとする。

3　甲及び乙は、研究担当者の変更又は追加を行う場合には、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（実績報告書の作成）

第5条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、本共同研究完了時及び必要と認められるときに、実績報告書をとりまとめるものとする。

（ノウハウの指定）

第6条　甲及び乙は、協議の上、前条に規定する実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、秘匿すべき期間を明示の上、速やかに指定するものとする。

2　前項の秘匿すべき期間は、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費の負担）

第7条　乙は、甲における本共同研究の実施に必要な経費として契約概要第5項に掲げる研究経費を負担する。

（研究経費の納入）

第8条　甲は、本契約締結後、国立大学法人熊本大学出納命令役より請求書を発行し、乙は、当該請求書に従い、契約概要第6項に掲げる納入期限までに研究経費を納入しなければならない。なお、振込手数料は乙が負担する。

2　乙は、所定の納入期限までに前項の研究経費を納入しないときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

（経理）

第9条　前条の研究経費の経理は、甲が行うものとする。

2　甲は、直接経費のうち、研究担当教員充当経費及び研究マネジメント経費以外の費目について、乙の承諾を得ることなく、甲の裁量で費目間流用を行うことができるものとする。

3　乙は、本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができるものとする。なお、甲は、乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第10条　第7条に定める研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第11条　甲及び乙は、契約概要第7項に掲げる研究施設及び契約概要第8項に掲げる研究設備（機器）をそれぞれ本共同研究の用に供するものとする。

2　甲は、本共同研究の用に供するため、乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用することができる。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

（研究の中止又は期間の延長）

第12条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じた場合は、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は本共同研究の中止等に伴い相手方に生じる損害について、責任を負わないものとする。

（研究の完了又は中止等に伴う研究経費の取扱い）

第13条　本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納入された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。なお、甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2　甲は、研究期間の延長により納入された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知し、甲及び乙は、不足する研究経費の負担について協議するものとする。

3　甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（知的財産権の取扱い）

第14条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

2　甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた知的財産権が、自己に属する研究担当者又は研究協力者に帰属する場合（その知的財産権が共有である場合を含む。）、甲及び乙それぞれの規則等によりその承継を受けるものとする。

3　甲又は乙は、それぞれ自己に属する研究担当者又は研究協力者が、本共同研究を行う過程で、単独で発明等を行った場合は、単独で発明等を行ったことについてあらかじめ相手方の確認を得た上で、当該発明等を、甲及び乙それぞれの規則等により承継し、単独所有として、単独で出願等の手続を行うことができるものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

4　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行った場合、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約に従って共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継し、単独で所有するに至った場合は、甲又は乙は単独で出願等することができるものとする。

（外国出願）

第15条　甲及び乙は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）にあたっては、原則として前条及び第20条の規定を準用することとし、双方協議の上これを行うものとする。

（独占的実施）

第16条　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第14条第3項及び第4項ただし書きの規定により甲単独知的財産権（著作権及びノウハウ並びに次項に規定するものを除く。以下「甲単独知的財産権」という。）を、第17条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の書面による申し出を受けた場合には、当該知的財産権を出願等した日から5年間独占的に実施権を付与することを内容とする実施契約を締結するものとする。

2　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有知的財産権」という。）を、第17条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の書面による申し出を受けた場合には、当該知的財産権を出願等した日から5年間独占的に実施権を付与することを内容とする実施契約を締結するものとする。

3　甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する独占的に実施させる期間（以下「独占的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、更新する期間について、甲乙協議の上取り決めるものとする。

（甲の教育及び研究）

第17条　甲は、研究成果を、甲が行う教育及び研究活動に無償にて使用することができるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第18条　甲は、乙又は乙の指定する者が、甲単独知的財産権を、第16条第1項及び第3項に規定する独占的実施契約締結日から2年間正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

2　乙又は乙の指定する者が、共有知的財産権を第16条第2項及び第3項に規定する実施契約締結後2年間正当な理由なく実施しない場合、甲は乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

3　第20条第1号の場合において、乙は、共有知的財産権を、当該知的財産権を出願等したときから、甲の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。なお、第20条第1号が適用される場合、甲は、第17条及び前項の場合を除き、共有知的財産権を、自己実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。

4　第20条第2号の場合において、甲は、共有知的財産権を、当該知的財産権を出願等したときから、乙の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。

5　共有知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該共有知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（持分の譲渡等）

第19条　甲は、甲単独知的財産権を、甲乙協議の上、出願した日から乙、乙の指定する者又は第三者に対して、譲渡し、又は専用実施権等若しくは通常実施権の設定を行うことができるものとし、別に定める契約によりこれを行うものとする。

2　甲又は乙は、共有知的財産権の自己の持分を、甲乙協議の上、乙、乙の指定する者又は第三者に対して、譲渡し、又は専用実施権等若しくは通常実施権の設定を行うことができるものとし、別に定める契約によりこれを行うものとする。

（共同出願契約）

第20条　乙は、第14条第4項に定める共有知的財産権の共同出願契約において、次の各号のうちいずれか一つを選択するものとする。ただし、実施許諾等の条件については、甲乙別途協議するものとする。

(1)　独占実施　共有知的財産権について、乙が独占実施を希望するときは、乙は甲に対し実施料を支払う。この場合、当該知的財産権の出願等の手続き及びこれに基づき得られる知的財産権の保全に要する費用等（以下「出願等費用」という。）は、乙がその一切を負担する。

(2)　非独占実施　共有知的財産権について、乙が非独占実施を希望するときは、乙は甲に対し実施料を支払う。この場合、共有知的財産権の出願等費用は、乙が負担するものとするが、乙が負担した出願等費用のうち甲の持分に係る費用は、当該実施料から控除できるものとする。

（情報交換）

第21条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

2　甲及び乙は、あらかじめ返還を条件に提供された資料を、本共同研究完了後（又は本共同研究中止後）、相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第22条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方から開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、研究担当者及び研究協力者（以下「研究担当者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方から開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を当該研究担当者等に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(1)　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2)　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3)　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報

(5)　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6)　書面により事前に相手方の同意を得た情報

2　甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

3　前2項の有効期間は、契約概要第9項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

4　甲及び乙は、法令又は裁判所により秘密情報の開示の請求、命令等を受けた場合は、直ちにその旨を相手方に通知して協議するとともに、相手方の秘密情報の開示を可能な限り制限する措置を取るものとする｡

（研究成果の取扱い）

第23条　甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し2か月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条に規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2　前項の場合、公表を希望する当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の31日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、相手方の事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは当該通知受理後15日以内に開示、発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なくかかる同意を拒んではならない。

4　第2項の通知を行わなければならない期間は、契約概要第10項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（安全管理）

第24条　甲及び乙は、本共同研究のために甲及び乙がそれぞれ管理する場所において相手方が行う試験研究の際の安全に関しては、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。

2　甲及び乙は、相手方の管理する場所における試験研究に参加する場合は、相手方の定める安全に関する諸規定及び相手方が安全のために行う指示に従わなくてはならない。

3　甲及び乙は、本共同研究中に事故等が生じた場合は、その程度にかかわらず、速やかに相互の関係者へ連絡を行わなければならない。

（研究協力者の参加及び協力）

第25条　甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

2　前項において、研究協力者を参加させた者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた者の本契約の違反を構成するものとする。

（安全保障輸出管理）

第26条　甲及び乙は、本契約に従って相手方から開示・提供される貨物又は技術情報を、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、日本国外に輸出、又は非居住者に開示しないものとする。なお、当該技術情報は、秘密情報に該当するか否かを問わないものとする。

2　甲及び乙は、本契約に従って相手方から開示・提供される貨物又は技術情報を、相手方の事前の書面による承諾を得て輸出又は非居住者への開示・提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及び関連する外国政府の関係法令等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

3　甲及び乙は、本契約又は個別契約に従って相手方から開示・提供されるいかなる貨物又は技術情報も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、又かかる目的に使用されることが判明している場合は、直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提供を行わない。

（契約の解除）

第27条　甲は、乙が第8条第1項に規定する研究経費を所定の納入期限までに納入しないときは、本契約を解除することができる。

2　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後7日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1)　相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2)　相手方が本契約に違反したとき

3　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1)　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

(2)　銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合

(3)　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（反社会的勢力の排除）

第28条　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

　(1)　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

　(2)　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

　(3)　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

　　イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

　(1)　前項第1号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

　(2)　前項第2号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

　(3)　前項第3号の確約に反する行為をした場合

3　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

（損害賠償）

第29条　甲又は乙は、第26条及び第27条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第30条　本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、第5条、第6条、第13条から第23条、第25条、第26条及び第29条から第32条までの規定は、本契約の失効後も当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまでの間、なおその効力を有する。

（協議）

第31条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第32条　本契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、国立大学法人熊本大学所在地を管轄区域とする熊本地方裁判所とする。

別紙

研究経費の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 費目 | 金額（円） |
| 直接経費 | 1）研究担当教員充当経費 |  |
| 2）研究マネジメント経費 |  |
| 3) 人件費　 |  |
| 4) 旅費 |  |
| 5) 備品費 |  |
| 6) 消耗品費 |  |
| 7) 役務費 |  |
| 8）その他 |  |
| 9）研究料◎●　◎●●：180,000円（30,000円×6か月）（期間　令和7年●月～令和7年●月） |  |
| 小　　計 |  |
| 間接経費（直接経費の30%） |  |
| 合　　計 |  |

※消費税額及び地方消費税額を含む。